

青森公立大学経営経済学部長の選考等に関する細則

平成21年4月1日

規程第57号

改正 平成27年 3月規程第15号

(趣旨)

第1条 青森公立大学経営経済学部長の選考等に関する規程(平成21年規程第56号。以下「規程」という。)に基づく青森公立大学経営経済学部長(以下「学部長」という。)候補者の推薦に係る手続等については、この細則の定めるところによる。

(学部長候補者の推薦)

第2条 規程第6条の推薦は、青森公立大学経営経済学部長候補者推薦届(様式第1号)により行うものとする。

(学部長予定者の報告等)

第3条 学長は、学部長予定者の選考をしたときは、当該予定者について、速やかに青森公立大学学部教授会に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第15号)

(施行期日)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。